

右京の魅力発信事業に係る業務 仕様書

1 委託業務名

右京の魅力発信事業に係る業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託料予定額

1,400,000円（消費税及び消費税相当額を含む。）

4 委託目的

本業務は、右京区に住み続けることや地域への愛着の醸成を目的とし、区民の声を反映した右京の魅力を発信するための原稿及び写真（以下「PRコンテンツ」という。）を作成し、SNSにおいて広く全国・世界に向けて情報発信を行う。

これらの発信情報を地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」や右京区役所ホームページを活用し、発信後も見る人が情報を有効活用できるようにアーカイブし、発信する情報の効果を持続させることを目的とする。

さらに、PRコンテンツを活用した情報発信の効果について、今後の活用を見込んだ検証を行う。

5 委託内容

委託内容は以下の通りとするが、委託内容及び委託金額の内訳等の詳細については、受託者決定後、提案に基づき協議によって定める。

(1) 右京区の魅力を発信するためのPRコンテンツの編集及びSNS等への投稿

ア 区民ライター（上限：10枠）からEメール等でPRコンテンツを受領し、インスタグラムでの発信に適した編集を行うこと。

イ 編集したPRコンテンツを、右京区役所が用意するインスタグラムアカウントに投稿すること。

ウ インスタグラムの機能（コメント、ストーリーズ、リールなど）を活用し、より広くPRコンテンツが閲覧されるように工夫すること。

エ 投稿したPRコンテンツの閲覧数や閲覧者の属性等を検証・分析し、右京区役所に報告すること。

(2) 区民ライターの取材活動のサポート

ア 区民ライターに対して、SNSの特性等を理解するための研修会を右京区役所と打合せの上、講師及び資料を準備して開催すること。

なお、6月20日（金）午後6時から1時間30分程度、任命式と合わせて事前研修会（会場：右京区役所会議室）の開催を予定している。

イ 区民ライターの円滑な取材活動のため、取材先に提示する媒体資料および、区民ライターの身分証を作成すること。

ウ 区民ライターの活動に係る費用等の支出を行うこと。なお、当該費用は委託料の中に含まれる。（参考：昨年度実績 ライター1枠あたり1箇月につき3,000円）

エ その他、区民ライターの円滑な取材活動・記事作成のための施策を講ずること。

- (3) SNS認知度向上のための提案・実施
より多くの人にPRコンテンツを発信できるよう、本アカウントのフォロワー数増加のための施策を講ずること。
- (4) 投稿したPRコンテンツのアーカイブ
投稿したPRコンテンツを、発信後も見る人が情報を有効活用できるよう、地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」を活用してアーカイブすること。
- (5) 右京の魅力発信に係る独自の企画提案について
右京区に住み続けることや地域への愛着の醸成のために、より効果的な右京の魅力発信につながる企画を、追加経費の要否（要の場合はその額）も含めて提案すること。なお、追加経費の総計は委託料予定額を超えても構わない。

6 成果物の提出

次に掲げる成果物を右京区役所へ提出すること。

- (1) 業務完了届 2部
- (2) 業務終了報告書 2部
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料一式
- (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ一式

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 仕様書及び提案書並びに今後の協議によって作成する議事録に基づき、業務を遂行すること。
- (2) 本業務を確実に遂行できる体制を設けること。
- (3) 右京区役所担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、右京区役所が会議等への出席等を要請した場合には対応すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり右京区役所担当職員と協議を行う場合は、議事録を作成すること。

8 留意事項

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、右京区役所と受託者との間で協議し決定する。
- (2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、右京区役所の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。